

●香川県告示第170号

救急病院等を定める省令（昭和39年厚生省令第8号）第1条第1項に規定する救急病院又は救急診療所として次の医療機関を認定したので、同令第2条第1項の規定により告示する。

平成29年5月19日

香川県知事 浜 田 恵 造

認定番号	認定の有効期間	医療機関名	所在地
29-2	平成29年5月14日から 平成32年5月13日まで	医療法人社団啓友会久米川病院	高松市新田町字谷北甲474番地3
29-3	平成29年5月14日から 平成32年5月13日まで	医療法人社団研宣会広瀬病院	高松市松縄町35番地3
29-4	平成29年5月14日から 平成32年5月13日まで	医療法人社団高島医院	高松市木太町1986番地
29-5	平成29年5月14日から 平成32年5月13日まで	医療法人社団赤心会赤沢病院	坂出市府中町325番地
29-6	平成29年5月14日から 平成32年5月13日まで	宗教法人カトリック聖ドミニコ宣教修道女会坂出聖マルチン病院	坂出市谷町1丁目4番13号
29-7	平成29年5月14日から 平成32年5月13日まで	医療法人圭良会永生病院	仲多度郡まんのう町買田221番地3
29-8	平成29年5月14日から 平成32年5月13日まで	医療法人社団たけお会岩佐病院	仲多度郡琴平町榎井775番地
29-9	平成29年5月14日から 平成32年5月13日まで	医療法人社団寿愛会羽崎病院	観音寺市栄町3丁目4番1号